

京都大学事務組織規程

(平成十六年達示第六十号)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成十六年達示第一号)第五十二条第二項及び第五十三条第二項の規定に基づき、京都大学の事務本部及び部局事務部の事務組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 事務本部

(事務本部に置く部)

第二条 事務本部に、次に掲げる部を置く。

総務部

企画部

人事部

財務部

施設・環境部

学生部

研究・国際部

情報環境部

共通教育推進部

(総務部)

第三条 総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

広報課

2 総務課に次の課長補佐、専門員、専門職員及び掛を置く。

課長補佐(総務主査)

課長補佐(法規主査)

専門員(秘書担当)

専門職員(役員会担当)

総務掛

秘書掛

文書企画掛

法規企画掛

3 広報課に次の専門員、専門職員及び掛を置く。

専門員(企画担当)

専門員(渉外担当)

専門職員(情報公開担当)

専門職員(ホームページ企画担当)

広報企画掛

渉外企画掛

(企画部)

第四条 企画部に企画課を置く。
2 企画課に次の課長補佐及び掛を置く。

課長補佐（企画主査）
課長補佐（評価主査）

企画掛
大学評価掛

第五条 人事部に、次に掲げる課を置く。

職員課
人事課

2 職員課に課長補佐並びに次の専門職員及び掛を置く。
2 専門職員（総務担当）

職員掛
研修掛
福祉掛

3 人事課に次の課長補佐、専門員、専門職員及び掛を置く。

課長補佐（任用主査）
課長補佐（給与主査）

専門員（人事制度担当）
専門職員（採用試験制度担当）
専門職員（給与制度担当）

第一任用掛
第二任用掛

第三任用掛
宇治地区人事掛

第一給与掛
第二給与掛

第六条 財務部に、次に掲げる課を置く。

財務課
出納課

契約課
資産管理課

2 財務課に次の課長補佐及び掛を置く。

課長補佐（総務主査）
課長補佐（予算主査）
課長補佐（監査主査）

総務掛
企画法規掛

企画調整掛

- 決算掛
- 第一財務掛
- 第二財務掛
- 第三財務掛
- 財務企画掛
- 監査掛
- 3 出納課に課長補佐並びに次の専門員及び掛を置く。
 - 専門員（資金・債権管理担当）
 - 第一出納掛
 - 第二出納掛
 - 資金・債権管理掛
 - 第一給与掛
 - 第二給与掛
 - 共済組合掛
- 4 契約課に課長補佐及び次の掛を置く。
 - 契約管理掛
 - 第一契約掛
 - 第二契約掛
 - 第三契約掛
- 5 資産管理課に課長補佐並びに次の専門員及び掛を置く。
 - 専門員（固定資産管理担当）
 - 第一資産管理掛
 - 第二資産管理掛
 - 宿舎掛
- （施設・環境部）
- 第七条 施設・環境部に、次に掲げる課を置く。
 - 企画課
 - 建築課
 - 機械設備課
 - 電気情報設備課
 - 2 企画課に次の課長補佐、専門員及び掛を置く。
 - 課長補佐（企画主査）
 - 課長補佐（整備計画主査）
 - 専門員（施設整備担当）
 - 総務掛
 - 工事司計掛
 - 企画掛
 - 計画推進掛
 - 施設調査掛
 - 環境計画掛

3 建築課に課長補佐及び次の掛を置く。

整備企画掛

整備技術掛

4 第一建築整備掛

第二建築整備掛

4 機械設備課に課長補佐及び次の掛を置く。

環境企画掛

環境安全技術掛

5 電気情報設備課に課長補佐並びに次の専門員及び掛を置く。

専門員（電気情報設備担当）

保全企画掛

保全技術掛

電気整備掛

（学生部）

第八条 学生部に、次に掲げる課を置く。

学生課

厚生課

教務課

入試課

2 学生課に次の課長補佐、専門職員及び掛を置く。

課長補佐（総務主査）

課長補佐（課外活動主査）

課長補佐（課外教養担当）

専門職員（課外体育担当）

3 厚生課に課長補佐並びに次の専門員、専門職員及び掛を置く。

専門員（就職指導担当）

専門職員（学資・奨学担当）

専門職員（学資・免除調査担当）

専門職員（学資・免除情報処理担当）

専門職員（就職・福利施設担当）

専門職員（寮務担当）

専門職員（保健企画担当）

専門職員（保健管理担当）

厚生企画掛

4 保健掛

教務課に課長補佐並びに次の専門職員及び掛を置く。

専門職員（学務担当）

教務掛

専門職員（学務担当）

5 教務情報掛
入試課に課長補佐並びに次の専門職員及び掛を置く。
専門職員（入学者選抜方法改善担当）
入学試験掛
企画調査掛

（研究・国際部）
第九条 研究・国際部に、次に掲げる課を置く。

研究協力課
国際交流課
留学生課
2 研究協力課に課長補佐並びに次の専門員、専門職員及び掛を置く。
専門員（産学連携企画担当）
専門職員（研究推進企画担当）
専門職員（科研費・外部資金担当）
専門職員（知財企画担当）

総務掛
3 国際交流課に次の専門員、専門職員及び掛を置く。

専門員（国際交流担当）
専門職員（学術交流協定担当）
専門職員（交流事業担当）
専門職員（国際連携担当）
専門職員（国際交流会館担当）
国際企画掛
4 留学生課に次の専門員、専門職員及び掛を置く。

専門員（留学生担当）
専門職員（短期留学担当）
専門職員（奨学金担当）
専門職員（宿舍担当）
専門職員（留学生関係経理担当）
留学生企画掛
（情報環境部）

第十条 情報環境部に企画管理課を置く。
2 企画管理課に次の専門員、専門職員及び掛を置く。

専門員（企画管理担当）
専門職員（情報化推進担当）
専門職員（情報保全・監査担当）
専門職員（情報基盤担当）

総務掛
企画開発掛
情報管理掛

(共通教育推進部)
第十一条 共通教育推進部に次の課長補佐及び掛を置く。

課長補佐(総務主査)

課長補佐(管理主査)

課長補佐(事業主査)

総務掛

経理掛

施設管理掛

企画調整掛

共通教育計画掛

第一共通教育教務掛

第二共通教育教務掛

第三章 部局事務部

(部局に置く事務部)

第十二条 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研究科、人文科学研究科、再生医科学研究科、基礎物理学研究科、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所、東南アジア研究所、附属図書館、医学部附属病院及び学術情報メディアセンター並びに宇治地区に部局事務部を置く。

2 前項の事務部のうち、工学研究科、農学研究科、原子炉実験所、附属図書館、医学部附属病院及び宇治地区の事務部に部長を置き、それ以外の事務部に事務長を置く。

3 理学研究科に置く事務部は、生命科学研究科、生態学研究センター及び低温物質科学研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、理学研究科等事務部とする。

4 医学研究科に置く事務部は、放射線生物研究センター及び放射性同位元素総合センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、医学研究科事務部とする。

5 工学研究科に置く事務部は、エネルギー科学研究科、情報学研究科、地球環境学堂、環境保全センター、国際融合創造センター及び福井謙一記念研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、工学研究科等事務部とする。

6 農学研究科に置く事務部は、フィールド科学教育研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、農学研究科等事務部とする。

7 東南アジア研究所に置く事務部は、アジア・アフリカ地域研究研究科の事務を併せて処理するものとし、その名称は、東南アジア研究所等事務部とする。

8 学術情報メディアセンターに置く事務部は、総合博物館の事務を併せて処理するものとし、その名称は、学術情報メディアセンター等事務部とする。

9 宇治地区に置く事務部は、化学研究所、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所及び防災研究所の事務を処理するものとし、その名称は、宇治地区事務部とする。

第十三条 文学研究科事務部に次の掛を置く。

総務掛

会計掛

第一教務掛

第二教務掛

整理掛

（教育学研究科事務部）

第十四条 教育学研究科事務部に次の専門職員及び掛を置く。

総務掛

会計掛

教務掛

図書掛

（法学研究科事務部）

第十五条 法学研究科事務部に次の専門職員及び掛を置く。

総務掛

会計掛

第一教務掛

第二教務掛

整理掛

閲覧掛

（経済学研究科事務部）

第十六条 経済学研究科事務部に次の掛を置く。

総務掛

会計掛

教務掛

整理掛

閲覧掛

（理学研究科等事務部）

第十七条 理学研究科等事務部に事務長補佐並びに次の専門員、専門職員及び掛を置く。

専門職員（経理担当）

専門職員（人事担当）

専門職員（生命科学研究科総務担当）

専門職員（生命科学研究科経理担当）

専門職員（物理学・宇宙物理学専攻担当）

専門職員（生物科学研究センター担当）

専門職員（低温物質科学研究センター担当）

総務掛

会計掛

司計掛

経理掛

用度掛

施設掛
第一教務掛
第二教務掛

生態学研究センター事務掛
（医学研究科事務部）

第十八条 医学研究科事務部に次の事務長補佐、専門職員及び掛を置く。

事務長補佐（総務主査）
事務長補佐（経理主査）

専門職員（企画担当）

専門職員（人事担当）

専門職員（教務担当）

総務掛

司計掛

用度掛

研究協力掛

共同利用掛

教務掛

施設掛

整理掛

閲覧掛

第十九条 薬学研究科事務部に次の掛を置く。

総務掛

会計掛

教務掛

図書掛

第二十条 工学研究科等事務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

経理課

教務課

学術協力課

3 2 前項の課に課長を置く。

総務課に課長補佐並びに次の専門職員、専門職員及び掛を置く。

専門職員（桂キャンパスAクラスター事務区総括担当）

専門職員（桂キャンパス移転総務担当）

専門職員（地球系担当）

専門職員（建築系担当）

専門職員（物理系総務担当）

2 前項の課に課長を置く。
3 総務課に次の専門員、専門職員及び掛を置く。

専門員（農場担当）

専門員（フィールド科学教育研究センター担当）

専門員（地域環境科学・生物資源経済学専攻担当）

専門員（森林科学・応用生物科学専攻担当）

専門員（農学・応用生命科学・食品生物科学専攻担当）

総務掛

整理掛

学術情報掛

4 経理課に課長補佐並びに次の専門職員及び掛を置く。

専門職員（国有財産管理担当）

司計掛

第一経理掛

第二経理掛

用度掛

施設掛

芦生研究林事務掛

北海道研究林事務掛

瀬戸臨海実験所事務掛

5 教育・研究協力課に次の掛を置く。

第一教務掛

第二教務掛

研究協力掛

（人間・環境学研究所事務部）

第二十二条 人間・環境学研究所事務部に次の掛を置く。

総務掛

第一経理掛

教務掛

第二経理掛

大学院掛

整理掛

閲覧掛

参考調査掛

（人文科学研究所事務部）

第二十三条 人文科学研究所事務部に次の掛を置く。

総務掛

会計掛

図書掛

漢字情報研究センター事務掛

（再生医科学研究所事務部）
第二十四条 再生医科学研究所事務部に次の掛を置く。

総務掛
研究協力掛
会計掛

（基礎物理学研究所事務部）
第二十五条 基礎物理学研究所事務部に次の専門職員及び掛を置く。

専門職員（共同利用担当）
総務掛
会計掛

（ウイルス研究所事務部）
第二十六条 ウイルス研究所事務部に次の掛を置く。

総務掛
会計掛

（経済研究所事務部）
第二十七条 経済研究所事務部に次の掛を置く。

総務掛
会計掛

（数理解析研究所事務部）
第二十八条 数理解析研究所事務部に次の掛を置く。

総務掛
共同利用掛
会計掛

（原子炉実験所事務部）
第二十九条 原子炉実験所事務部に、次に掲げる課を置く。

総務課
総務課
経理課

2 総務課に次の専門員及び掛を置く。

専門員（原子炉規制担当）
総務掛
共同利用掛

3 経理課に次の掛を置く。

経理掛
用度掛
工営掛
電気掛
機械掛

(霊長類研究所事務部)
第三十条 霊長類研究所事務部に次の掛を置く。

総務掛
研究助成掛
会計掛

(東南アジア研究所等事務部)
第三十一条 東南アジア研究所等事務部に次の専門員及び掛を置く。
専門員(アジア・アフリカ地域研究研究科担当)

総務掛
会計掛
教務掛

(学術情報メディアセンター等事務部)
第三十二条 学術情報メディアセンター等事務部に事務長補佐並びに次の専門職員及び掛を置く。
専門職員(総合博物館担当)

総務掛
経理掛

研究協力掛

全国共同利用掛

学内共同利用掛

博物館事業掛

コンピュータインテグレーション掛

データベース掛

ネットワーク掛

(附属図書館事務部)
第三十三条 附属図書館事務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

情報管理課

情報サービス課

2 前項の課に課長を置く。
3 総務課に次の専門員及び掛を置く。

図書館専門員

総務掛

経理掛

4 学術情報課に次の専門員及び掛を置く。

図書館専門員

資料管理掛

雑誌情報掛

図書情報掛

システム管理掛

5 電子情報掛
情報サービス課に次の専門員及び掛を置く。

図書館専門員

参考調査掛

資料運用掛

特殊資料掛

相互利用掛

第三十四条 医学部附属病院事務部）
（医学部附属病院事務部に、次に掲げる課及び室を置く。

2 総務課
前項の課及び室に課長又は室長を置く。

3 総務課に次の課長補佐、専門員及び掛を置く。
課長補佐（総務主査）
課長補佐（人事・労務・安全主査）
専門員（卒後臨床研修担当）

4 総務課に次の課長補佐及び掛を置く。
課長補佐（経理主査）
課長補佐（施設主査）
課長補佐（契約・物流主査）

給与掛

財務掛

産学管理掛

契約掛

物流管理掛

施設管理掛

建築掛

給排水・空調掛

電気・通信掛

5 医事課に次の課長補佐、主任専門職員、専門職員及び掛を置く。

課長補佐（医事主査）

主任専門職員（業務主査）
主任専門職員（医療訴訟担当）

主任専門職員（保険医療担当）
主任専門職員（医事統計担当）
主任専門職員（診療予約・地域連携担当）

専門職員（患者情報・案内システム担当）
専門職員（食事療法担当）

債権管理掛

収入掛
南西医療事務掛

医療福祉掛
医療管理掛

外来掛
入院掛
入院診療報酬掛

中央診療事務掛
診療情報業務掛

6 企画室に次の室長補佐及び掛を置く。
室長補佐（企画主査）
室長補佐（経営・情報主査）

企画調査掛
研究推進掛

情報管理掛
（宇治地区事務部）

第三十五条 宇治地区事務部に、次に掲げる課を置く。

総務課
経理課

2 研究協力課

3 前項の課に課長を置く。
総務課に次の専門員及び掛を置く。

専門員（化学研究所担当）
専門員（エネルギー理工学研究所担当）
専門員（生存圏研究所担当）
専門員（防災研究所担当）

4 企画掛

経理課に課長補佐並びに次の専門員、専門職員及び掛を置く。
専門職員（宇治構内長期計画策定担当）
専門職員（予算・国有財産担当）

司計掛
第一用度掛

第二用度掛
施設管理掛

5 研究協力課に次の掛を置く。

研究協力掛

国際交流掛

共同利用掛

(医療技術短期大学部事務部)

第三十六条 前条までに定めるもののほか、医学部保健学科及び医療技術短期大学部に係る事務を行わせるため、医療技術短期大学部事務部を置く。

2 医療技術短期大学部事務部に次の掛を置く。

総務掛

会計掛

教務掛

第四章 その他

(掛長及び主任)

第三十七条 事務本部及び部局事務部の掛に掛長を置く。
2 前項の掛に主任を置くことができる。

(職責)

第三十八条 部局事務部の課長及び室長は、上司の命を受け、事務を処理する。
2 課長補佐、室長補佐、事務長補佐、専門員、主任専門職員、専門職員、掛長及び主任は、それぞれ上司の命を受け、事務を分掌する。

第三十九条 事務本部における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。

(部局事務部の所掌事務等)

第四十条 部局事務部における所掌事務及びその分掌は、当該部局事務部が置かれる部局の長が定める。ただし、第十二条第三項から第八項までに定める複数の部局の事務を処理する事務部にあつては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとし、同条第九項に定める

宇治地区事務部にあつては関係部局長の合意に基づき事務部長が定めるものとする。

2 前項により、規程を制定し、又は改廃したときは、総長に報告するものとする。

(技術顧問)

第四十一条 京都大学に技術顧問を置く。

2 技術顧問は、共通施設の技術に関し、その指導及び審議に当たる。
3 技術顧問は、教授、助教授又は講師のうちから総長が委嘱する。

(技術室)

第四十二条 防災研究所及び原子炉実験所に技術室を置く。

第四十三条 防災研究所技術室においては、研究用装置の設計及び試作並びに運転及び計測並びに災害観測及び観測データの処理・解析その他防災研究所における技術的管理に関する事務をつかさどる。

第四十四条 原子炉実験所技術室においては、原子炉及びその関連施設の設備並びに実験装置の運転・操作及び保守管理、放射線管理、廃棄物の管理その他原子炉実験所における技術的管理に関する事務(同実験所事務部経理課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(その他の事務の内部組織)

第四十五条 この規程に定めるもののほか、事務本部及び部局事務部に置く事務の内部組織については、事務本部にあつては総長、部局事務部にあつては部局長が定めるものとする。

この規則
京都大学分課規程は、平成十六年四月一日から施行する。
（平成十二年達示第十号）は、廃止する。